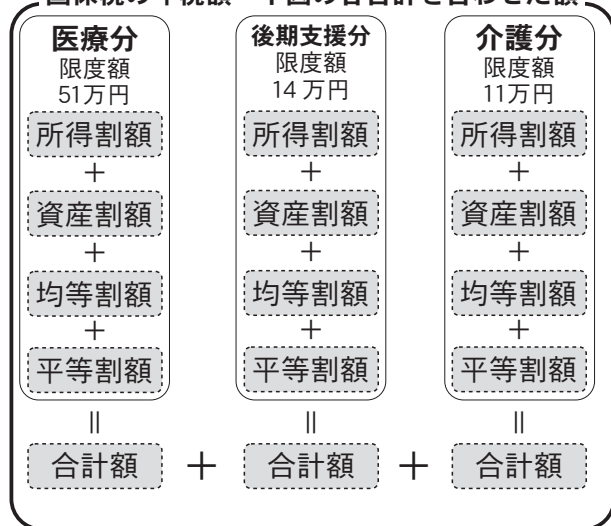


国民健康保険税の仕組みと税額の計算方法

国保税の年税額＝下図の各合計を合わせた額



国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税します。税額は、所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の4つの合計で計算します。なお、40～65歳未満の加入者（2号被保険者）のいる世帯は、介護保険分も含めて計算します。

①所得割額＝（所得額－33万円）× 税率

前年の所得額から33万円を引いた額に各税率を掛けて計算（加入者ごとに計算し、世帯で合計します）

②資産割額＝（固定資産税額）× 税率

今年度の固定資産税額（土地・家屋分）に税率を掛けて計算

③均等割額＝（世帯人数）×（1人あたりの金額）

世帯人数に1人あたりの額を掛けて計算

④平等割額＝定額

加入者のいる世帯に平等に掛かる金額

町の国保税の算定税率

	医療分	後期支援分	介護分
所得割額	8.2%	1.8%	1.5%
資産割額	37.0%	8.0%	3.0%
均等割額	16,000円	4,000円	4,200円
平等割額	26,000円	5,000円	3,600円
賦課限度額	510,000円	140,000円	110,000円
※H23まで	500,000円	130,000円	100,000円

※今年度から、賦課限度額が左表のとおり変更になりました。

お問い合わせ 町住民課国保医療係 ☎56－8006
町税務課住民税係 ☎56－8003

ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
 - ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
- 「希望カード」が必要な方は町住民課国保医療係（役場③番窓口）までお問い合わせ下さい。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ただし、ご希望の際は必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。